

平成30年度 第1回立山町総合教育会議 議事録

1. 開催日時 平成30年10月22日(月) 16時～16時50分
2. 開催場所 立山町役場4階 全員委員会室
3. 参加者 町長 舟橋貴之
教育委員会 教育長 大岩久七
委員 牧野重雄 大畑年 金川良子 柴田智子
4. 事務局 副町長 朝倉正
企画政策課 瀬本紀子、高江航
教育課 青木正博、作田英信、林宏之
住民課 堀富実夫

協議事項1

○小学生の通学費補助制度について

- ・教育課による現行制度の説明及び企画政策課による新たな通学費補助制度の試案についての提案がされた後、各教育委員との意見交換を行った。

■小学生通学費補助の現行制度について(説明者:教育課長 青木正博)

- ・現在、通学経費に対する補助は、以下の集落に対して行っている。
 - (1) 富山地方鉄道バス:(1～6年生) 西大森、三ツ塚新、泊新、半屋
(1～4年生) 東大森、大清水、高原八ツ屋、蔵本新、大日町、大清水新町
 - (2) 富山地方鉄道(電車):(1～6年生) 野口12区
- ・補助は年間通学定期券の半額を現金支給している。
- ・この制度は立山中央小学校との統合に際し、地域との取り決めによって決定したものである。
- ・集落により支給する学年が異なる理由は、最寄りのバス停から雄山中学校前までのバス停の距離が4キロを超える場合には1～6年生を、4キロ以内は1～4年生までとしている。文部科学省が適正な学校規模の条件として小学校の通学区域は4キロ以内と定めているため、この基準を適用している。

■新たな通学費補助制度の試案について(説明者:企画政策課主任 高江航)

- ・地区を限定せず、遠距離通学をしている児童に対する町内一律の補助制度を想定。
- ・補助対象の要件は、以下のとおりとする。
 - (1) 小学校から実距離2キロ以上の区域
 - (2) 公共交通機関を利用して通学する児童(小学1年～6年生)
- ・補助金額は、通学往復定期券購入額の1/2を上限とした通学経費とする。
- ・2キロ以上を遠距離通学とすることは、文部科学省が定める「へき地児童生徒援助費等補助金要綱」の基準を適用しているためである。通常は4キロ以上が遠距離通学とされているが、豪雪地帯においては半分の距離(2キロ)が遠距離通学と規定されている。立山町は特別豪雪地帯である。
- ・制度の切り替えに際しては、現在補助対象になっている児童に不利益が生じないようにするため、移行期間を設ける必要があると考えている。
- ・制度の詳細及び移行期間等については、地区及び保護者の代表者等と協議の上、決定する。

◇町長の発言

【補足説明】

- ・大森地区についてはスクールバスの運行を求める声もあるが、同地区を運行している地鉄バスが撤退してしまう恐れがある。さらに、他のバス路線にも影響を及ぼす可能性がある。

◇教育委員からの質問

- ①試案における遠距離通学の基準となる2キロの根拠法令はいつからあるものか。また、立山町は特別豪雪地帯の条件に合致するのか。
- ②通学に片道定期券を利用している児童はいるのか。
- ③回数券を利用している場合は補助の対象とするのか。
- ④現行の補助対象地区は実距離2キロの範囲に入るのか。

◇事務局の回答

- ①について：定期的な見直しはあるが、立山町は現在、特別豪雪地帯とされている。根拠となる「へき地児童生徒援助費等補助金交付要綱」は昭和53年6月19日に制定されたものである。ただし、この要綱を示したのは、新たな制度を当該補助金に適合させるためではなく、遠距離通学に対する国の考え方を参考にしたということをご理解いただくためである。
- ②について：登校は片道定期券でバスを利用し、下校は保護者が自家用車等で迎えに来るケースがあると聞いている。往復定期券のみを補助の対象とするのではなく、柔軟な運用をする必要があると考えている。
- ③について：富山地方鉄道においてはICカード（「えこまいか」）を導入した際に、回数券は廃止している。ただし、回数券のような運用が必要であれば、できるか否かを富山地方鉄道と協議をしたいと考えている。
- ④について：目安として、立山中央小学校から大清水の交差点付近が実距離2キロ程度である。まず、計測の起点をどこにするのかを決めなければならない。いずれにしても、現在、補助対象になっている児童が不利益を受けることがないように留意する必要がある。

◇A教育委員からの意見

- ・移行期間の設定は必要である。学校規模適正化の目標年度は平成35年度である。そうしたタイミングも見極める必要がある。

◇教育長からの意見

- ・地域差がある現行の通学費補助については不公平であるという声をきく。今回の総合教育会議で取り上げられたのは、制度見直しのいい機会である。細かいことはこれから考えていかなければならないが、不公平感のない制度を考えていきたい。

◇町長の発言

【教育委員会による検討及び次回総合教育会議の開催について】

- ・試案を基に教育委員会において検討をするとともに、地区及び保護者の代表者等からの意見聴取を行い、次回の総合教育会議において方向性を示していただきたい。
- ・制度変更によって新たに補助の対象となる児童については平成31年度から適用していきたいと考えている。
- ・次回の総合教育会議は平成31年2月ころを予定している。

協議事項 2

○休校中または廃校になった校舎を活用した地方創生について（報告）

- ・現在使用されていない校舎の活用について、舟橋町長から報告事項があった。

■休校中または廃校になった校舎の利活用について（説明者：舟橋町長）

- ・全国の自治体が公共施設の床面積を削減することを求められている。学校校舎に関しては、避難施設であること（特に体育館）、地域のシンボルであること、国の補助金を活用して建設されたことなどから、売却することが困難である。そのため、民間企業に貸し出すことを検討している。
- ・現在休校中の立山芦畷小学校及び廃校となった谷口小学校について、民間企業のサテライトオフィス（出先拠点）として貸し出したいと考えている。

◇教育委員からの質問

- ・日中上野小学校の校舎利活用についてはどう考えているか。

◇町長の回答

- ・休校前の現段階で私から提案できることはないと考えている。

[閉会時刻 16時50分]